

茨城県後期高齢者医療広域連合運営協議会規則

平成 21 年 2 月 9 日

規則第 2 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 規則第 6 号

改正 平成 23 年 5 月 26 日 規則第 2 号

改正 令和 6 年 3 月 14 日 規則第 1 号

(設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。）第 19 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に当たって、構成市町村との調整を図り、重要な施策等について協議するため、茨城県後期高齢者医療広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、関係市町村（規約第 2 条に定める関係市町村をいう。以下同じ。）の長をもって充てる。

(調整及び協議事項)

第 3 条 広域連合長は、次の各号に掲げる事項その他広域連合の施策に係る特に重要な事項について、協議会に諮らなければならない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 に定める広域計画及び広域連合の運営の基本方針に関すること。

(2) 広域連合の規約の変更に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、広域連合長が特に重要と認める事項

2 2 人以上の関係市町村の長から、会議に付すべき事件を示して協議会の招集の請求があるときは、広域連合長はこれを招集しなければならない。

3 広域連合長は、前 2 項に掲げるもののほか、関係市町村との調整及び協議を行う必要が生じたときは、協議会を招集するものとする。

4 協議会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数でこれを決する。

5 広域連合長は、協議会の意見に基づき必要な措置を講じ、その協議結果を踏まえた広域連合の運営を行うものとする。

(会議)

第 4 条 協議会は、広域連合長が議長となる。ただし、広域連合長に事故あるとき又は広域連

合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

- 2 広域連合長は、協議会を招集するときは、あらかじめその日時及び場所並びに会議に付する事項を委員に通知しなければならない。
- 3 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 広域連合長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

(幹事会の調整及び協議事項)

第6条 広域連合長は、次の各号に掲げる事項その他広域連合の施策に係る重要事項について、幹事会に諮らなければならない。

(1) 広域連合の予算、決算、条例の制定、改正、廃止その他広域連合の議会に広域連合長が提出する議案に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が重要と認める事項

2 第3条第2項から第5項の規定は、幹事会について準用する。

(幹事会の構成)

第7条 幹事会は、広域連合長、副広域連合長及び次項に定める幹事をもって構成する。

2 幹事は、関係市町村の長のうち、茨城県市長会から推薦された6人及び茨城県町村会から推薦された2人を、広域連合長が選任する。

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は、2年とする。ただし、幹事に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事は、再任させることを妨げないものとする。

3 幹事が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会は、第7条第1項に定める構成員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 前項に定めるもののほか、幹事会の会議に関する事項は、第4条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

(庶務)

第10条 協議会及び幹事会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（平成21年市町村指令第45号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。